

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

精神保健法施行細則の一部を改正する規則(健康対策課)

鳥取県貿易振興資金貸付規則(商工振興課)

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業改良課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程(総務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 次の様式について、所要の規定の整備をすることとした。
- (一) 自動車税に係る督促状(第一号様式の八関係)
- (二) 県税事務所での現金を収納する際に使用する領収印(第十九号様式の二関係)

(三) ゴルフ場利用税の申告納入書(第六十号様式関係)

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇精神保健法施行細則の一部を改正する規則

- 一 保護義務者の名称を「保護者」に改めることとした。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県貿易振興資金貸付規則

一 目的(第一条関係)

この規則は、貿易関係業者に対する運転資金の融資の円滑化を図り、もって貿易の振興に寄与することを目的とすることとした。

二 定義(第二条関係)

この規則において「貿易関係業者」とは、会社、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合又は個人であって、次のいずれかに該当する者をいうこととした。

- 1 県内の港湾又は空港を利用して輸出を行っている者
  - 2 輸出品又はその部品を製造している者(県内に事業所を有する者に限る。)
  - 3 県内の港湾又は空港を利用して輸入を行っている者
- 三 県の貸付け(第三条関係)
- 1 県は、金融機関に対し、当該金融機関が貿易関係業者に運

転貸金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。こととした。

2 県の貸付金の貸付期間は、一年以内とすることとした。

3 県の貸付金の利率は、年五パーセント以内とすることとした。

#### 四 金融機関の貸付け(第四条関係)

金融機関は、貿易関係業者に対し、県の貸付金の三倍以上の額を運転資金として貸し付けるものとする。こととした。

#### 五 運転資金の貸付条件(第五条関係)

金融機関の貿易関係業者に対する運転資金の貸付けは、次の条件により行うものとする。こととした。

1 貿易関係業者に対する貸付額は、六千万円(二の1又は2に該当し、かつ3に該当する者に対しては、一億二千万円)以内とすることとした。

2 貸付期間は、六月以内とすることとした。

3 貸付利率は、年九・五パーセント以内とすることとした。

#### 六 雑則(第六条関係)

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

#### 七 施行期日等

1 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 鳥取県輸出振興資金貸付規則は、廃止することとした。

◇鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

一 養成課程の一年間の授業時間数の基準を千七百時間以上(現行二千二百二十時間以上)に減じ、授業科目及び授業時間数の基準を変更することとした。(別表関係)

二 養成過程の後期分の授業料は、前期分と併せて納付することができることとした。(第十七条関係)

三 一の規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 一に伴い、所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

一 小売りさばき人以外の者が証紙を返還して現金の還付を受けするための手続を定めることとした。(新第十七条関係)

二 通訳案内業法の免許等の手数料は、証紙による収入の方法により徴収するものとする。こととした。(別表第一関係)

三 各様式用紙規格等について、所要の規定の整備を行うこととした。

四 一の規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 三に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

# 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第十八号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

「上記のとおり滞納となつていますから、

第一号様式の内その二の表面中

鳥取県

◎ 裏面をお読みください。

「あなたの自動車税が上記のとおり未納となつておられます。」

年 月 日

納付してください。

鳥取県事務所長

印

鳥取県 部 鳥取県 事務所長

」

この督促状を受け取られたときまでに納付しなさい。おしからず御了承ください。

◎ 裏面をお読みください。

ついでに、直ちに

事務所長 印 及び、同様式の裏面中

しておられますら、行

」

「この督促状を受け取られたときまでに、納付しておられましたら、行き違ひを願います。」

第十九号様式の内その二の備考中「三・ニヤンメートル」を「二・五センチメートル」に改める。

第六十号様式中

区 分	利用人員①	税率②	税額①×②
通常の利用			
特例の利用 (学生、早朝・薄暮、身体障害者)			
計			

区 分	利用人員①	税率②	税額①×②	を	
				特 例 の 利 用	計
学 生 等					
身 体 障 害 者					
年 齢 65 歳 以 上 の 者					
早 朝 ・ 薄 暮					
小 計					

附 則  
この規則は、平成六年四月一日から施行する。

精神保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 規 則 第 十 九 号

精神保健法施行細則の一部を改正する規則

精神保健法施行細則（昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

に改める。

様式第二号及び様式第三号中「保護義務者」を「保護者」に改める。  
様式第五号中「保護義務者」を「保護者」に、「衛生環境部」を「福祉保健部」に改める。

様式第七号中「保護義務者」を「保護者」に改める。

様式第九号中「保護義務者」を「保護者」に、「該当欄」を「該当するもの」に改める。

様式第十一号中「保護義務者」を「保護者」に、「允進」を「允進」に、「昏迷」を「昏迷」に改める。

様式第十二号中「保護義務者」を「扶養義務者」に改める。

様式第十三号中「保護義務者」を「保護者」に改める。

様式第十六号中「允進」を「允進」に、「昇火」を「昇火」に、「昏迷」を「昏迷」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

様式第十七号中「允進」を「允進」に、「昏迷」を「昏迷」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

様式第十九号、様式第二十一号及び様式第二十三号中「保護義務者」を「保護者」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県貿易振興資金貸付規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県貿易振興資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、貿易関係業者に対する運転資金の融資の円滑化を図り、もって貿易の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「貿易関係業者」とは、会社、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合又は個人であつて、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 県内の港湾又は空港を利用して輸出を行っている者
- 二 輸出品又はその部品を製造している者（県内に事業所を有する者に限る。）
- 三 県内の港湾又は空港を利用して輸入を行っている者

(県の貸付け)

第三条 県は、知事が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）に対し、予算の範囲内において、当該金融機関が貿易関係業者に運転資金を貸し付けるため必要な資金の一部を貸し付けるものとする。

2 前項の規定により県が金融機関に貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の貸付期間は、一年以内とする。

3 貸付金の利率は、年五パーセントを超えない範囲内で知事が別に定める率とする。

(金融機関の貸付け)

第四条 貸付金の貸付けを受けた金融機関は、貿易関係業者に対し、当該貸付金の三倍以上の額を運転資金として貸し付けるものとする。

(運転資金の貸付条件)

第五条 前条の規定による金融機関の貿易関係業者に対する運転資金の貸付けは、次の条件により行うものとする。

- 一 貿易関係業者に対する貸付額は、六千万円（第二条第一号又は第二号に該当し、かつ、同条第三号に該当する者に対して貸し付ける場合にあつては、一億二千万円）以内とすること。
- 二 貸付期間は、六月以内とすること。
- 三 貸付利率は、年九・五パーセントを超えない範囲内で知事が別に定める率とすること。

(雑則)

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(鳥取県輸出振興資金貸付規則の廃止)

2 鳥取県輸出振興資金貸付規則（昭和四十二年三月鳥取県規則第十号）は、廃止する。

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則  
鳥取県立農業大学校管理規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第十二号）  
の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、後期分の授業料については、前期分の授業料の納付の際、併せてこれを納付することができる。

別表の表を次のように改める。

門 専	専	教養科目	科 目	授 業 内 容			授 業 時 間 数		
				授 業 内 容	学 年一	学 年二	計		
	果樹	農業経営・農業金融・農業協同組合・農村社会・農業政策・農畜産物流通・農業簿記・農業統計・作物概論・園芸概論・畜産概論・農薬学・土壤肥料・農業気象・農業機械・生物工学・環境保全と農業・情報処理演習	時事問題・人生論・くらしと経済・くらしと法律・人間の思考と心理・情報処理基礎・農村と文学・外国語・体育	一四〇以上	一四〇以上	二八〇以上	一、〇二〇以上	一、二〇〇以上	二、二二〇以上

附 則

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において養成課程の第一学年に在学している学生で施行日に同課程の第二学年に進級することとなるものに係る同年の授業科目及び授業時間数の基準については、知事が別に定める。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

特別活動	目 科		
	目 科 攻		
	畜産	野菜	
文化活動・クラブ活動・学 校行事	家畜栄養・家畜飼養管理・ 畜産経営・家畜育成・飼料 作物・家畜衛生・畜産物加工 ・農家等留学研修・卒業論文	野菜花き各論・野菜花き栽培 施設・野菜花き経営・野菜花 き生産・野菜花き育種・野 虫・農家等留学研修・卒業 論文	一、〇二〇以上 一、二〇〇以上 二、二二〇以上
計	一〇〇以上 一〇〇以上 三〇〇以上	以上 以上 以上	一、七〇〇以上 一、七〇〇以上 三、四〇〇以上

鳥取県規則第二十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 小売りさばき人以外の者は、証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、現金還付請求書（様式第十五号の三）に証紙を添え、知事に提出しなければならない。

別表第一第一号①中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、同号中②を③とし、⑤の次に次のように加える。

⑥ 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）第十条の規定に基づく手数料

様式第二号中「その1（第6条関係）（B列5号）」を「（第6条関係）その1」及び「（解名）」や「（解名）」及び「（解長）」や「（解長）」に、「様式第2号その2（第6条関係）（B列5号）」や「その2」に改める。

様式第三号中「（B列5号）」を削り、「解長」を「解長」に改める。

様式第四号中「（B列5号）」を削る。

様式第五号中「（B列5号）」を削り、「種類別」や「の種類ごと」に改める。

様式第五号の二中「（B列5号）」を削る。

様式第六号中「（B列5号）」を削り、「毎に」を「ごとごと」に改め

「収入証紙を」を削る。

様式第六号の二中「（B列5号）」を削る。

様式第七号及び様式第七号の二中「（B列5号）」を「（A列4号）」に改める。

様式第八号の二中「（B列5号）」を削る。

様式第九号中「（B列5号）」を「（A列4号）」に、「の、」を「の」に改める。

様式第十号中「（B列5号）」を削る。

様式第十三号中「（B列5号）」を削る。

住 所 氏 名 印

小売りさばき人

上記の証紙及び売りさばき手数料を 領収しました。

年 月 日 氏 名 印

小売りさばき人

「 氏 名 印

上記の証紙及び売りさばき手数料を 領収しました。

年 月 日 氏 名 印

氏 名 印

様式第十三号の二中「（B列5号）」を削り、「殿」を「元売りさばき人 殿」に改める。

様式第十四号の備考4を削る。

様式第十五号中「（B列5号）」を「（A列4号）」に改める。

様式第十五号の二中「（B列5号）」を「（A列4号）」に改め、同様

式の次に次の一様式を加える。

式の次に次の一様式を加える。

様式第15号の3 (第17条関係)

鳥取県知事 殿

住所  
氏名  
電話番号

印

現金 還付 請求書

別添の証紙については、下記の理由により今後使用することがないの  
で、鳥取県収入証紙条例第7条第1項ただし書の規定により、証紙を返  
還して現金の還付を請求します。

記

1 返還する証紙の定価

日

2 理由

3 振替希望口座

銀行

支店

普通  
当座 No

ナ  
ガ  
義  
人  
ノ  
口  
座

備考 証紙を添付すること。

様式第十六号中「(第17条関係) (B列5号)」を「(第18条関係) (A列4号)」とし、「荒渡した」を「売り渡した」と改める。

様式第十七号中「(第17条関係) (B列5号)」を「(第18条関係) (A列4号)」とし改める。

附 則

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県収入証紙規則に規定する書類については、平成七年三月三十一日までの間に限り、この規則による改正前の鳥取県収入証紙規則に規定する様式によることができる。

### 企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成六年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。



第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の五第二項中「、第十条第二項又は第十三条第二項」を「又は第十条第二項」に改め、同項第三号を削る。

附 則

この企業管理規程は、平成六年四月一日から施行する。